

7 いじめ防止基本方針

横島小学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月27日策定
平成27年12月16日一部改定
令和3年 4月 1日一部改正
令和6年 4月 1日一部改正

玉名市立横島小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、横島小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全職員が組織的に、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

2 横島小学校いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止のための組織として、学校内に「横島小学校いじめ防止等対策委員会」を置く。委員会の構成員は、次のとおりとする。

学校職員（校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、養護教諭）、学校運営協議会長、PTA会長・副会長、横島駐在所警察官、人権擁護委員代表、玉名市教育委員会教育相談員

※校内の情報集約担当者として、教頭を位置付ける。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び措置に関する具体的方策について (別表)

4 教育委員会や関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく玉名警察署と連携して対応する。

5 重大事態が発生した場合の対応

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに玉名市教育委員会に報告する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者及び学校運営協議会等に報告する。